

お知らせ

## 東京大阪四会倒産法部シンポジウム 「倒産手続における債権の優先順位」

一昨年より東京三弁護士会倒産法部に加えて大阪弁護士会倒産法実務研究会との四会共催にてシンポジウムを開催しております。

今年度のシンポジウムは、『倒産手続における債権の優先順位』をテーマとし、藤本利一教授の基調講演の後に、パネルディスカッションを行います。

パネルディスカッションでは、第1テーマとして、債権の優先性に関する諸問題を採り上げます。破産管財人や再生債務者等として適切な対応が求められる重要事項であるものの、個別の事案においては判断が難しい論点に直面することも少なくありません。また、第2テーマとして、倒産手続における債権の劣後化を採り上げます。倒産手続において、倒産企業等との一定の関係を有する者の債権について劣後化を検討する場面がありますが、債権の劣後化についての判断基準・要件は必ずしも類型化されておられません。これらのテーマについて、藤本教授、東京地裁民事第20部部総括判事及び倒産事件の経験豊富な弁護士をパネリストに迎えて、倒産手続に関わる実務家として最低限知っておくべき知識や留意点から近時の裁判例を踏まえた新たな論点についてお話しいたします。

実務に役立つ資料を揃え、破産管財人、再建型倒産手続の代理人等の倒産手続に関与する実務家が現実的に直面する問題から、最新の論点まで採り上げます。大変貴重な機会ですので、奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。

参加ご希望の方は回答票（次頁）に必要事項をご記入のうえFAXにてお申込み下さい。

なお、会場の都合上、定員（500名）に達し次第、申し込みを締め切らせて頂きますのでご了承下さい。

日 時 2019年4月5日(金) 午後2時00分～午後5時40分

場 所 弁護士会館2階クレオ

内 容 「倒産手続における債権の優先順位」

第1部 基調講演 講師 藤本 利一 教授(大阪大学)

第2部 パネルディスカッション

第1テーマ 「債権の優先性に関する諸問題」

パネリスト：藤本 利一 教授

永谷 典雄 部総括判事(東京地裁民事第20部)

三枝 知央 弁護士(東京)

篠田 憲明 弁護士(第二東京)

コーディネーター：上田 慎 弁護士(第一東京)

第2テーマ 「倒産手続における債権の劣後化」

パネリスト：藤本 利一 教授

永谷 典雄 部総括判事(東京地裁民事第20部)

金山 伸宏 弁護士(東京)

山本 幸治 弁護士(大阪)

コーディネーター：高尾 和一郎 弁護士(第一東京)

参加費 2,000円(当日会場にてお支払いいただきます。)

---

(回答書)

FAX返信先

(東京弁護士会) 03-6903-3630 弁護士 高橋 修平 宛

(第二東京弁護士会) 03-3265-0699 弁護士 廣瀬 正剛 宛

(大阪弁護士会) 06-6226-3055 弁護士 北野 知広 宛

(一弁及び上記以外) 03-5256-0522 弁護士 五十里 隆行 宛

4月5日(金) 四会シンポジウム「倒産手続における債権の優先順位」  
に出席します。

お名前 \_\_\_\_\_ (所属: \_\_\_\_\_)

※ご提供いただいた個人情報は、各会倒産法部が厳重に管理し、本シンポジウム参加に関する事務連絡及び参加者名簿作成の目的にのみ利用します

問い合わせ先 TEL: 03-6903-3210 (高橋修平法律事務所)